

## 東広島市農業委員会令和8年2月（第2回）総会議事録

- 1 開催日時 令和8年2月27日（金） 午前10時00分から午前10時55分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 20人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	14	仲伏 英雄
15	高尾 昭臣	16	大月 靖規	17	土井 浩文
18	在間 輝昭	20	橘川 一則	22	高木 昭夫
23	高橋 久雄	24	住井 正美		

- 4 欠席委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	13	財満 俊子	19	古本 啓之
21	小倉 亜紗美				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 6番 中務 秀子 委員 7番 古川 みどり 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第8号 地域計画変更（案）に対する意見決定について

議案第9号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取  
について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

- 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について  
 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について  
 報告第7号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
 報告第8号 農地改良届出の受理について  
 報告第9号 裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	小 田 英 司
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司
河内支所産業建設課課長	法 専 信次郎
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課 担い手支援係主事	高 田 純 司
----------------------	---------

議 長	<p>それでは、これより令和8年2月総会を開催いたします。          これからは、着席の上、議事進行をさせていただきますので、よろしく申し上げます。          在任委員数24人中20名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。          次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。          東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、6番中務委員、7番古川委員を指名いたします。          次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。          会期は、令和8年2月27日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和8年2月27日1日限りといたします。          これより日程第3の議案審議に入ります。          初めに、議案第8号「地域計画変更(案)に対する意見決定について」を上程いたします。          この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
高 田 主 事	<p>私からは、総会議案第8号「地域計画変更(案)に対する意見決定について」を説明させていただきます。          このたび、転用、非農地判断及び利用権設定による担い手の位置づけなどの影響によ</p>

高 田 主 事	<p>り、36地区の地域計画に変更が生じるため、地域計画を変更するものでございます。</p> <p>変更内容につきましては、地域計画の変更（案）についてに記載のとおりでございます。</p> <p>まず、地域計画区域内の農用地等面積は、8,138.1haから8,093.9haへ減少しております。</p> <p>また、農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積は、5,032.1haから5,015.3haへ減少しております。</p> <p>地目別では、田の面積が6,846.9haから6,805.9haへ、畑の面積が1,291.2haから1,288.3haへそれぞれ減少しております。</p> <p>区域内において規模縮小等の意向がある農地の面積の合計は、1,146.9haから1,054haへ減少しております。</p> <p>次に、農業を担う者についてでございます。</p> <p>経営体数は、2,593件から2,659件へ増加しております。この増加の主な要因といたしましては、利用権設定による担い手として位置づけを行ったことが挙げられます。</p> <p>一方、経営面積につきましては、現状値が3,479.3haから3,396.1haへ減少し、10年後の見込みにつきましても3,479.3haから3,396.3haへ減少しております。</p> <p>今後の予定といたしましては、3月中に地域計画の変更の公告を行う予定でございます。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご意見はないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第8号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第9号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。</p> <p>この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
高 田 主 事	<p>それでは、議案第9号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」をご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>なお、本案件は承認でなくご意見をお伺いするものであり、いただいた意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。</p> <p>それでは、議案の内容を説明させていただきます。</p> <p>貸付者74人、借受け者31人、277,608.39㎡を利用権設定するものでございます。</p> <p>議案に係る説明は以上です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>本案は、本日配付しております資料1の議案第9号関係の欄にありますように、土井委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、関係者分を先に審議することといたしますので、土井委員におかれましては、審議の間、退席をお願いします。</p>
	< 土井浩文委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案第9号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がございま</p>

議	長	したら発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第9号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第9号の事案のうち、関係者分については、決定をいたします。 それでは、関係委員の方はお入りください。
		< 土井浩文委員、入室 >
議	長	続きまして、議案第9号の事案のうち、関係者分以外について、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
高 木 委 員		22番高木です。 勉強不足で申し訳ないのですが、借賃、物納量、10a当たり、と書いてあるんですね。全然そこに数字が入ってないものがありますが、これはどう理解したらいいんでしょうか。
高 田 主 事		そこに記載がないものについては、使用貸借、無料での、無償での貸出し、貸付けになっておりますので、記載がありません。 続いて、利用権の種類のところの使用貸借権というのがございますので、ご確認いただければと思います。 以上です。
議	長	分かりました。ありがとうございました。 ほかにはないですか。
		< なし >
議	長	ないようですので、採決に入ります。 議案第9号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第9号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の方は、退席をお願いします。ありがとうございました。
		< 高田主事、退室 >
議	長	続きまして、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊 田 主 査		それでは、総会議案の3ページをご覧ください。 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。 今月は38件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、16ページに記載のとおりでございます。 それでは、申請番号22-1でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、23-2でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、24-3でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、25-4でございます。

豊田主査	<p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、26-5でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、27-6でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、28-7でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、29-8でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定でございます。申請地では、オオバ、タマネギなどの季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、30-9でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、31-10でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定でございます。申請地では、ジャガイモ、タマネギなどの季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、32-11でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、33-12でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、34-13でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、35-14でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、36-15でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定でございます。申請地では、ジャガイモなどの野菜やゆずなどを作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、37-16でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、38-17でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の公務員の方でございます。自宅隣の申請地において渡人より譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、タマネギ、ニンジン、ジャガイモなどの季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、39-18でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必</p>
------	--

豊田主査	<p>要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、40-19でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、41-20でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、42-21、43-22は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明をさせていただきます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定でございます。申請地では、ニンジン、タマネギなどの季節野菜を作付する計画です。</p> <p>続きまして、44-23でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、45-24でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、46-25でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、47-26でございます。</p> <p>新規就農のため、賃借権を設定するものでございます。本案件は、農地所有適格法人以外の法人が賃借権を設定するものであり、農地法第3条第3項、いわゆる解除条件付き賃借として規定されています。賃貸借契約書におきまして農地を適正に利用していないと認められる場合は契約を解除するという解除条件を記載があり、法人の登記事項証明書の中に農業の事業が記載され、取締役の5名が営農担当者として耕作に従事し、地域での話し合い等には積極的に参加する予定となっております。地元農家等の方に指導を受けながら水稻を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、48-27でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、49-28でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、50-29でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、51-30でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、梅やキウイなどを作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、52-31でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、53-32から59-38は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明をさせていただきます。</p> <p>経営規模拡大のため、賃借権を設定するものでございます。受人は農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、38件の申請につきまして、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障</p>
------	---

豊田主査		を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議	長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。 議案第10号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第10号は許可することに決定をいたします。 次に、議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐		議案の17ページをお願いいたします。 議案第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 18ページをお願いいたします。 今月は1件の申請がございました。 申請番号5-1でございます。 ●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の東約900mに位置する農振農用地（第1種）で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を共同住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、農振農用地からは令和7年11月20日付で除外済みとなっております。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済でございます。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 なお、こちらの申請番号5-1につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされておりますので、意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。 説明は以上でございます。
議	長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから何か必要があれば補足説明をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより採決に入ります。 本件は、広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第11号は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定をいたします。 次に、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小田主査		初めに、本日配付いたしました議案第12号農地法第5条の規定による許可申請に係る正

小 田 主 査	<p>誤表とあります2枚の資料をご覧ください。</p> <p>まず1枚目ですが、総会議案の23ページ、申請番号35-16について、申請人から取下げ願が提出されました。それに伴い、申請番号が繰り上がり、25ページの合計欄の集計値が変わっております。</p> <p>続いて2枚目ですが、総会議案の24ページ、25ページ、申請番号37-18から40-21について、併用地の面積及び全体面積が変わっております。</p> <p>以上につきまして、ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、総会議案の19ページをご覧ください。</p> <p>議案第12号について説明いたします。</p> <p>今月は21件の申請がありました。申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳については、正誤表1枚目をご覧ください。</p> <p>それでは、20-1について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第1種農地です。受人は、●●に本店を置き、一般乗用旅客自動車運送事業等を営む会社です。このたび、他社の買収により増加した車両の駐車場とするため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、農振農用地からは除外見込みとなっております。</p> <p>続いて、21-2について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●にお住まいの方です。申請地は、●●の西に位置する第1種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、農振農用地からは除外見込みとなっております。</p> <p>続いて、22-3について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●にて借家にお住まいの方です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、23-4から25-6は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>保育所への転用事案です。受人は、●●です。申請地は、●●の南西に位置する第1種農地です。このたび、保育所を建設するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号ホに規定する「公益性が高いと認められる事業として、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。また、農振農用地からは除外見込みとなっております。</p> <p>続いて、26-7から30-11は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>建築条件付売買予定地への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業等を営む会社です。申請地は、磯松工業団地の東に位置する第2種農地です。このたび、建築条件付売買予定地とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、31-12について説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、大工工事業等を営む会社です。このたび、資材置場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、32-13について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●にて借家にお住まいの方です。申請地は、●●の北西に位置する第1種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請</p>
---------	--

小田主査	<p>に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、33-14について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、土木建築測量設計及び管理等を営む会社です。このたび、近接する事務所の駐車場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、34-15について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●にて借家にお住まいの方です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、35-16について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第3種農地です。受人は、●●に本店を置き、建築工事業等を営む会社です。このたび、隣接する事務所の駐車場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、36-17について説明いたします。</p> <p>駐車場への一時転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する農振農用地です。受人は、●●に本店を置き、建築工事の請負等を営む会社です。このたび、半導体製造メーカーの工場増設工事に伴う従業員の駐車場とするため、許可後3年間一時転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用のために行うものであって、当該目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」として、農振農用地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続いて、37-18から40-21は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、半導体素子、集積回路等の電子部品の開発等を営む会社です。このたび、半導体製造メーカーの工場増設に伴い、従業員の駐車場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>以上、説明しました21件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。</p> <p>なお、転用する農地の面積が30aを超える案件や農振農用地、第1種農地の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のうち、20-1、21-2、23-4から25-6、32-13、36-17から40-21を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第12号のうち、本日配付した広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 多数挙手 &gt;</p>

議 長	<p>賛成多数ですので、議案第12号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告事項について、事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第5号から報告第9号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は21件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第7号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は13件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>報告第8号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>農地改良届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>報告第9号「裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する回答について」でございます。</p> <p>16ページをお願いいたします。</p> <p>裁判所からの農地等の現況に係る照会は、1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
木 村 局 長	<p>それでは、私のほうからは、こちら林野火災注意報・警報につきまして、簡単ではございますが、説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、こちらの注意報・警報についてですが、約1年前、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災におきまして、東京ドーム約720個分の面積の山林が焼失したことがございました。その後も、今治市、岡山市のほうでも避難指示が出るほどの大規模な林野火災が発生いたしました。</p> <p>それを受けまして、林野火災の予防を目的としまして、昨年12月に火災予防条例が改正されまして、来月3月1日から林野火災注意報・警報の運用が開始となります。</p> <p>チラシの中ほど、黄色と赤で囲ってあるところですが、まず注意報につきましても発令基準がございまして、火の使用制限については努力義務となっておりますが、警報になった場合は火の使用制限は義務となりまして、これに違反した場合は罰則規定がございまして、罰則規定につきましては、中ほどから下に記載がありますので、またご覧いただければと</p>

木村局長	<p>思います。</p> <p>また、市民の皆様へのお知らせ方法としましては、消防車両による巡回、広報や防災メール等々で、発令された場合にはお知らせをするということですので、よろしく願いいたします。</p> <p>私のほうからは、簡単ではございますが、以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日程第5、その他に入ります。</p> <p>何かありましたらお願いいたします。</p>
柏尾委員	<p>9番柏尾です。</p> <p>先ほどの農地法第5条の許可申請に係る案件で、37-18からずっと41-22まで●●に関係する転用の申請で、先ほど賛成多数で承認をされたと思うのですが、農業委員会に直接関係はしないのかもしれませんが、今回のこういう計画に基づいて、地元の道路の渋滞が非常に激しくなっておりまして、県道の●●、東西に走る現地まで通じる●●に向かう道路と、それからもう一本は県道●●で、●●と言われている道路、この東西の道路が朝夕は大都会並みの渋滞で、ちょっと出かけるにも大変で、私はその周辺に住んでいるのですが、大変苦勞しています。周辺の住民の方も、そういう産業が集積をされて、市が発展をして、よくなることについては大賛成ですが、同時にそういった道路事情等々も、地域で生活をしている市民の利便性も考えていただいて、こういったことも併せて同時に進行していかないと、人口は増える、工場もどんどん拡張されて、これから1兆数千億円の投資がなされるわけでありまして、そこに通勤をされる従業員の方も今より倍ぐらいに増える計画と承知をしておりますので、これは農業委員会としてどうあるべきかということではないですが、市全体として、地域行政の一端を預かる者としては、そういったところも何とか配慮していただいて、しかるべく方向にお願いができないかなというお願いでございます。</p> <p>以上です。</p>
木村局長	<p>今、お話しいただきました渋滞につきまして、この件につきましては、市のほうも認識のほうをしておりますので、関係部局含めて、当然市道もあれば県道もございまして、そういった関係部局とハード面、またソフト面について対策を検討しているところでございます。</p>
柏尾委員	<p>3月の広報にもいろいろ交通の道路の拡張でありますとか、対策が何件か載っていたのを拝見しているのですが、今申し上げた2つの路線については、具体的な計画が既に動いているのでしょうか。</p>
木村局長	<p>申し訳ございません。詳しいことは、まだちょっと把握はしてないのですが、検討のほうはされているということでございます。</p>
柏尾委員	<p>ぜひ早く進んでいくようによろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
高木委員	<p>22番の高木です。</p> <p>今出ました●●ですか、柏尾委員から話が出ましたが、あそこから今、山の土を取って、ダンプ数十台が朝から晩まで走っているのですよ。どこへ行っているかって言ったら、これから意見交換会で出ます●●に来ているのですよ。毎日毎日、ダンプカーが列をつくってきています。しかも、ここは農地の一時転用、農地に復旧するというので、現在、今7段ですから35mまで積み上げておりますが、これを50mまでやると。まだ15m積み上げるといふことですが、柏尾委員のところは交通渋滞で大変だということですが、●●は一気に土を盛り上げておりますので、転圧もしてないし、非常に危険な状況になっていると私は思っています。地域の皆さんも心配をされて、農業委員会と市長に対して善処を求める要求書を出しておられます。</p> <p>そこは、私の担当区域でもありますので、その要求書に対する回答を12月25日までに農業委員会から出していただくようお願いしていたのですが、いまだに回答がないということでもあります。</p> <p>市長部局からは、全部農業委員会の責任だから知らないという回答が来ました。よっ</p>

高木委員	て、早くしなさいと何度もお願いしたのですが、ようやく今日意見交換会で中身を協議されるということではありますが、なぜ議案として提出しないのですか。局長、お願いします。
木村局長	議案で上げないのかということですが、まずは委員の皆さんに経緯等を十分把握していただいた上で議案のほうに上程させていただいて、ご決定いただくという趣旨で、今回は意見交換会という中でそのあたりの説明をさせていただこうということで、こういう流れとなっております。
高木委員	22番高木です。 実際に崩れるかどうかというのは、神のみぞ知るところだと思いますが、現実に見ると非常に危険ですよ。皆さん、見に行かれたときには、まだ5段ぐらいだったと思いますが、もう既に7段まで行きました。万が一のときには、人命に関わる災害が発生するおそれ、●●の災害を皆さんご存じですよ、そのような状況になったときに、農業委員会が許可したからだと言われたときに、我々は責任を取れませんよ。だから、やるんだったら、議会できちんと議事録が残る形でやっていただいて、私は反対しましたということをはっきり言っておかないと、万が一のときに皆さんから農業委員会が賛成したからだと言われたときに、皆さん、どうされます。これ、出すのだったら会長名で勝手に出してください。我々に責任を押しつけないでください。 以上です。局長、何かあったらお願いします。
木村局長	こちらの案件につきましては、総会のほうで諮るものとなります。 会長の専決事項に入っておりませんので、総会のほうに諮って議決いただく事項となりますので、まず今日意見交換の中で説明させていただいて、すぐ決定するかどうかというのは、また皆さんの進行の中で、またいろいろご意見をいただきながら、また取りまとめのほうをさせていただいた上で、最終的には総会に諮って議決いただくということになると思います。
高木委員	提出したのが12月1日です。回答期限は12月25日までに回答してくださいという地元の皆さん、五十数名の方の署名をもって提出されたわけではありますが、今頃になって、どういことです、今日回答書が出るとして私は来ましたが、 会長の権限でないのだったら、事務局で出したらどうですか。皆さんに責任を押しつけるのですか。
木村局長	これも事務局としての専決事項にございませんので、あくまでも、繰り返しになりますが、総会のほうに諮らせていただいた上で議決いただくということで進めさせていただければと思います。
高木委員	それでは、どういう回答が出るか分かりませんが、私としては納得しませんが、時間を取りますので、これでやめます。
議長	ほかにはないので、次回の総会について、木原会長職務代理者から報告をお願いします。
木原職務代理者	次回3月総会は、3月27日金曜日午前10時から本庁3階303会議室で予定しております。ご出席をお願いします。
議長	ありがとうございました。 委員の皆様には、長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。 以上で2月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 6番 中務 秀子 委員 7番 古川 みどり 委員